

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

奈良県人事委員会規則第三十一号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「ある職員」の下に「（第四号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項第二号中「定める職員」の下に「及び第五号に掲げる職員」を加え、同項第三号中「ある職員」の下に「（第六号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の三号を加える。

四 任期付職員給料表の適用を受ける職員のうち、直近の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階である職員 当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

ア 勤務成績が優秀な職員 百分の八十七・五を超え百分の百八十七・五以下

イ 勤務成績が良好な職員 百分の八十六

五 任期付職員給料表の適用を受ける職員のうち、直近の業績評価がない職員（次号の人事委員会の定める職員を除く。） 百分の八十六

六 任期付職員給料表の適用を受ける職員のうち、直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員その他人事委員会の定める職員 百分の八十以下

第十四条第三項中「まで」の下に「及び第四号ア又はイ」を加え、「及び当該職員」を「並びに当該職員」に改め、同条第七項中「まで」の下に「及び第四号ア又はイ」を加え、「及び当該職員」を「並びに当該職員」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。